

○岩国市建設工事執行規則

平成18年3月20日規則第171号

改正

平成18年4月24日規則第222—4号
平成19年4月18日規則第28号
平成20年4月1日規則第10号
平成20年10月6日規則第44号
平成21年4月1日規則第22号
平成23年7月14日規則第29号
平成24年4月1日規則第25号
平成26年1月7日規則第3号
平成27年2月1日規則第2号
平成28年1月20日規則第1号
平成28年6月1日規則第60号
平成28年7月1日規則第64号
令和2年4月1日規則第39—10号
令和2年10月1日規則第66号
令和5年10月1日規則第65号
令和6年4月1日規則第20号
令和7年4月1日規則第28号

岩国市建設工事執行規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 工事の執行（第3条・第4条）

第3章 契約の締結

　第1節 通則（第5条—第11条）

　第2節 一般競争入札（第12条—第16条）

　第3節 指名競争入札（第17条—第20条）

　第4節 隨意契約（第21条—第24条）

第4章 契約の履行（第25条—第63条）

第5章 契約の解除（第64条—第72条）

第6章 雜則（第73条・第74条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、法令その他別に定めがあるもののほか、岩国市が行う工事の執行に
関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに
よる。

- (1) 法 建設業法（昭和24年法律第100号）をいう。
- (2) 財務規則 岩国市財務規則（平成18年規則第52号）をいう。
- (3) 工事 法第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (4) 契約 工事の請負契約をいう。
- (5) 請負者 本市と契約を締結した者をいう。
- (6) 現場代理人 請負者の委任を受けた契約の履行に関し工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うほか、契約に基づく請負者の権限（請負代金の額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第33条第2項の措置、同条第3項の請求並びに契約の解除に係るものを除く。）を行使する者をいう。
- (7) 監督職員 工事の施工につき、市長から請負者若しくは現場代理人の監督を命ぜられた職員又は当該監督を委任された者をいう。
- (8) 設計図書 契約に基づく別冊の図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）をいう。

第2章 工事の執行

(工事の執行方法)

第3条 工事の執行方法は、直営又は請負とする。ただし、市長が特に必要があると認めることは、委託によることができる。

(直営工事)

第4条 次の各号のいずれかに該当するときは、直営で工事を執行するものとする。

- (1) 工事の目的又は性質により、請負に付することが不適当であると認められるとき。
- (2) 急施を要し、請負に付するいとまがないとき。
- (3) 契約又は工事の委託契約を締結することができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、特に必要があると認められるとき。

2 直営工事の施工方法については、別に定める。

第3章 契約の締結

第1節 通則

(契約の相手方)

第5条 市長は、契約を締結する場合においては、法第2条第3項に規定する建設業者（以下「建設業者」という。）以外の者を契約の相手方としてはならない。ただし、法第3条第1項ただし書の政令で定める軽微な建設工事を施工する場合において、市長が特に建設業者以外の者を契約の相手方とすることが適当であると認めるときは、この限りでない。

(契約書の作成等)

第6条 市長は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、遅滞なく当該契約に係る工事請負契約書を作成し、契約の相手方とともに当該工事請負契約書に記名押印するものとする。

2 前項の工事請負契約書（以下「契約書」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 工事名

- (2) 工期
- (3) 請負代金の額
- (4) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容
- (5) 契約保証金
- (6) 工事の施工についての監督
- (7) 分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用
- (8) 市長が工事に使用する材料（工場製品を含む。以下「工事材料」という。）を提供するとき、又は建設の用に供する機械及び器具（以下「建設機械器具」という。）を貸与するときは、その内容及び方法
- (9) 当事者的一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法
- (10) 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法
- (11) 価格等（物価統制令（昭和21年勅令第118号）第2条に規定する価格等をいう。）の変動若しくは変更による請負代金の額又は工事内容の変更
- (12) 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担
- (13) 工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- (14) 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- (15) 請負代金の一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- (16) 契約不適合責任
- (17) 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (18) 請負者の不正行為により市が損害を受けた場合における賠償の予定
- (19) 契約に関する紛争の解決方法
- (20) その他市長が必要と認める事項

- 3 市長は、契約の内容を変更するときは、当該変更に係る工事請負変更契約書を作成し、契約の相手方とともに当該工事請負変更契約書に記名押印するものとする。
- 4 市長は、第1項又は前項の場合において、署名を慣習とする外国人の自署については、これを記名押印とみなして処理することができる。
- 5 市長は、契約書に関し必要があると認めるときは、その標準となるべき書式を別に定めることができる。
(請書の提出等)

第7条 市長は、前条第1項の規定にかかわらず、請負代金の額が200万円を超えない契約を締結するときは、契約書の作成を省略することができる。この場合において市長は、契約の相手方に請書を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、請負代金の額が20万円を超えない契約で契約の相手方が当該契約を誠実に履行すると認められるときは、前項の請書（以下「請書」とい

う。) の提出を省略させることができる。

3 請書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 工事名
- (2) 工期
- (3) 請負代金の額
- (4) 契約保証金
- (5) その他市長が必要と認める事項

4 市長は、第1項の規定により請書を提出させた場合において、当該契約の内容を変更しようとするときは、契約の相手方に当該変更に係る変更請書を提出させるものとする。
(契約の保証)

第8条 市長は、契約の締結に際し、当該契約の相手方に財務規則第126条又は第128条に規定する保証を付させるものとする。ただし、財務規則第127条第1号、第2号、第5号又は第6号に規定する場合においては、この限りでない。

(履行保証保険証券の提出等)

第9条 市長は、契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことにより契約保証金の納付を要しないと認めるときは、当該契約の相手方に当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させるものとする。

2 前項の履行保証保険契約の保険金額は、請負代金の額の100分の10に相当する額以上の金額とする。

(権利義務の譲渡等の制限)

第10条 市長は、請負者が契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせることができることを内容とする契約を締結してはならない。ただし、特別の理由があるものとして、事前に当該契約を締結することを文書により承認したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、請負者が契約に係る公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第19条第1号の規定による保証事業会社の債務保証を受けた当該工事についての債権を当該保証事業会社又は当該保証事業会社の債務保証により、資金の貸付けをした金融機関に譲渡することができることを内容とする契約を締結することができる。

3 市長は、第1項ただし書の規定による承認をしようとするときは、当該請負者に当該第三者の名称その他必要な事項を記載した書面を提出させるものとする。

4 市長は、請負者が工事の目的物、工事材料のうち、第34条第2項の検査に合格したもの及び第59条第2項の検査を受けたもの並びに工事仮設物を第三者に譲渡し、若しくは貸与し、又は担保に供することができることを内容とする契約を締結してはならない。ただし、特別の理由があるものとして、事前に当該契約を締結することを承認したときは、この限りでない。

5 第3項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。

(委任又は下請負の禁止)

第11条 市長は、請負者が工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせることが

できることを内容とする契約を締結してはならない。

- 2 市長は、請負者が工事の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合において、必要があると認めるときは、当該請負者に当該第三者の名称その他必要な事項を記載した書面を提出させるものとする。

第2節 一般競争入札

(一般競争入札の参加者の資格)

- 第12条** 一般競争入札に参加しようとする者は、第5条に規定する契約の相手方となる資格を有する者でなければならない。

(入札保証保険証券の提出等)

- 第13条** 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、財務規則第96条第1号の規定により入札保証金の納付を要しないと認めるときは、当該一般競争入札に参加しようとする者に当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させるものとする。

- 2 前項の入札保証保険契約に係る保険金額は、当該一般競争入札に係る見積金額の100分の3に相当する額に消費税及び地方消費税の額を加算した額以上の金額とする。

(再度の入札の参加者)

- 第14条** 市長は、一般競争入札に付し落札者がない場合において、直ちに再度の入札をするときは、前回の入札者に限り、当該再度の入札に参加させることができる。

(入札の延期等)

- 第15条** 市長は、やむを得ない理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該一般競争入札を延期し、又は中止することができる。

- 2 市長は、前項の規定により一般競争入札を延期し、又は中止したときは、直ちにその旨を岩国市公告式条例(平成18年条例第3号)の規定の例により、公告するものとする。

(入札の無効)

- 第16条** 市長は、一般競争入札に付した場合において、財務規則第102条各号のいずれかに該当する入札があったときは、これを無効とするものとする。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

- 第17条** 指名競争入札に参加しようとする者は、建設業者で別に定める資格審査及び指名基準に適合する資格を有するものでなければならない。

(指名競争入札の参加者の指名)

- 第18条** 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、前条に規定する資格を有する者の中から原則として3人以上を指名するものとする。

(競争入札等参加者選定審査会)

- 第19条** 指名競争入札に参加する者の適正な指名の審査のため、競争入札等参加者選定審査会を置くことができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

- 第20条** 第13条、第14条、第15条第1項及び第16条の規定は、指名競争入札について準用する。

第4節 隨意契約

(随意契約の相手方の資格)

第21条 随意契約を締結しようとする者は、第5条に規定する契約の相手方となる資格を有する者でなければならない。

(見積期間)

第22条 市長は、随意契約を締結しようとする者に見積書を提出させるときは、あらかじめ相当の見積期間を設けるものとする。

(随意契約の相手方の決定)

第23条 市長は、見積書を提出した者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りをした者を随意契約の相手方と定めるものとする。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(随意契約の相手方の決定の通知)

第24条 市長は、前条の規定により随意契約の相手方を定めたときは、直ちにその旨を当該随意契約の相手方に通知するものとする。

第4章 契約の履行

(工事の施工の基準)

第25条 市長及び監督職員は、契約書又は請書及び設計図書に基づき、請負者に工事を適正に施工させるものとする。

2 市長は、契約書又は請書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、工事の目的物を完成するために必要な一切の手段については、請負者に定めさせることができる。

(工事用地等の確保)

第26条 市長は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)を請負者が工事の施工上必要とする日(契約書又は請書及び設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日)までに確保するものとする。

(関連工事の調整)

第27条 市長は、請負者の施工する工事及び市長の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において必要があると認めるときは、その施工につき調整を行うものとする。この場合において、請負者は、市長の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表)

第28条 市長は、請負者に契約を締結した日から5日以内に工程表(様式第1号)を提出させるものとする。ただし、請負代金の額が200万円を超えない工事又は工期が30日を超えない工事については、この限りでない。

(工程表の変更)

第29条 市長は、前条の規定により工程表を提出させた場合において、工事内容、工期等の変更に伴い変更契約を締結したときは、請負者に当該変更契約を締結した日から5日以内に当該変更に係る工程表を提出させるものとする。

(特許権等の使用)

第30条 市長は、工事の施工について請負者が特許権その他第三者の権利の対象となっている工事材料、仮設、施工方法等(以下この条において「工事材料等」という。)を使用する場合は、その使用に関する一切の責めを当該請負者に負わせるものとする。ただ

し、市長が当該工事材料等を指定した場合において、設計図書に当該工事材料等が特許権その他第三者の権利の対象となっている旨の明示をせず、かつ、請負者がその存在を知らなかつたときは、この限りでない。

(工事の監督)

第31条 市長は、工事の施工について、請負者若しくは現場代理人を自ら監督し、又は監督職員に監督させるものとする。

- 2 市長は、監督職員を定めたときは、工事監督職員選定通知書（様式第2号）により、その氏名を請負者に通知しなければならない。監督職員を変更したときも、同様とする。
- 3 監督職員は、契約書又は請書及び設計図書に定められた事項の範囲内において、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 契約の履行について請負者又は現場代理人に対し、指示、承認又は協議をすること。
 - (2) 工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成したこれらの図書の承認をすること。
 - (3) 工程の管理、立会い、工事の施工の状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査をすること。
- 4 市長は、2人以上の監督職員を定め、前項の職務を分掌させたときは、それぞれの監督職員の分掌する職務の内容を文書で請負者に通知するものとする。
- 5 第3項の規定による監督職員の指示又は承認は、原則として工事（手直し）指示書（様式第3号）により行うものとする。

(現場代理人、主任技術者等)

第32条 市長は、請負者が現場代理人又は法第26条第1項に規定する主任技術者（以下「主任技術者」という。）、同条第2項に規定する監理技術者（以下「監理技術者」という。）、同条第3項ただし書に規定する監理技術者の行うべき職務を補佐する者として政令で定める者（以下「監理技術者補佐」という。）若しくは法第26条の2に規定する工事の施工の技術上の管理をつかさどる者（以下「専門技術者」という。）を置いたときは、当該請負者に当該現場代理人等の氏名その他必要な事項を現場代理人・主任技術者・監理技術者等選任届（様式第4号）により工事着手の日までに届け出せるものとする。

- 2 市長は、請負者が現場代理人又は主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐若しくは専門技術者を変更したときは、遅滞なくその旨を前項の方法により届け出せるものとする。
- 3 請負者は、自己の有する権限のうち、これを現場代理人に委任せらず、自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ当該権限の内容を書面をもって市長に通知しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第33条 市長は、現場代理人がその職務（主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不適当と認められるときは、請負者に対しその理由を明示した文書で必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 市長又は監督職員は、主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐、専門技術者（これ

らの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人その他請負者が工事を施工するために使用している者のうち、工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、請負者に対しその理由を明示した文書で必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 3 市長は、請負者から監督職員がその職務の執行につき著しく不適当であるとして必要な措置をとるべき旨の請求があったときは、当該請求があった日から10日以内に当該請求に係る事項について適当な措置をとり、その旨を文書で請負者に通知するものとする。

（工事材料の品質、検査等）

第34条 市長は、設計図書に工事材料の品質を明示していないときは、中等の品質を有するものを使用させるものとする。

- 2 市長は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事材料については、当該検査に合格したものでなければ使用させてはならない。
- 3 監督職員は、請負者から前項の検査を求められたときは、遅滞なくこれに応じるものとする。
- 4 市長は、第2項の検査に要した直接の費用を請負者に負担させるものとする。
- 5 市長は、請負者が工事現場内に搬入した工事材料を搬出しようとするときは、当該請負者に監督職員の承認を受けさせるものとする。
- 6 市長は、第2項の検査に合格しなかった工事材料については、請負者に遅滞なくこれを工事現場外に搬出させるものとする。

（監督職員の立会い、見本検査等）

第35条 市長は、設計図書において監督職員の立会いの上、調合し、又は調合について見本検査を受けるものと指定した工事材料については、当該立会いの上調合し、又は当該見本検査に合格したものでなければ使用させてはならない。

- 2 市長は、設計図書において監督職員の立会いの上、施工すべきものとして指定した工事については、当該立会いの上でなければ施工させてはならない。
- 3 市長は、設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料を調合し、又は工事を施工する場合には、請負者に当該見本又は記録を整備させ、必要があると認めるときは、遅滞なくこれらを提出させるものとする。
- 4 監督職員は、請負者から第1項の立会い若しくは見本検査又は第2項の立会いを求められたときは、遅滞なくこれに応じるものとする。
- 5 市長は、第1項の見本検査並びに第3項の規定による見本及び工事写真等の記録の整備に要する費用を請負者に負担させるものとする。

（支給材料及び貸与品）

第36条 市長は、特に必要があると認めるときは、請負者に対し工事材料を支給し、又は建設機械器具を貸与することができる。

- 2 市長は、前項の規定により支給する工事材料（以下「支給材料」という。）又は貸与する建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質並びに規格又は性能並びに引渡場所及び引渡時期（以下「品名、数量等」という。）を設計図書に定めるものとする。
- 3 市長は、支給材料又は貸与品を請負者に引き渡すときは、当該請負者の立会いの上、

これらを検査するものとする。この場合において、当該請負者が当該検査の結果これらの品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、当該請負者に直ちに書面によりその旨を通知させるものとする。

- 4 市長は、支給材料又は貸与品を請負者に引き渡したときは、当該請負者に遅滞なく受領書又は借用証を提出させるものとする。
 - 5 市長は、第3項後段の規定による通知を受けた場合において必要があると認めるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数量等の変更を行うものとする。この場合においては、同項前段の規定を準用する。
 - 6 市長は、第3項後段の規定による通知を受けた場合において特別の理由があるときは、請負者に対しその理由を明示した文書で当該支給材料又は貸与品の使用を要求することができる。
 - 7 市長は、第5項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量等の変更を行うことができる。
 - 8 市長は、支給材料又は貸与品を引き渡した後、当該支給材料又は貸与品の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（第3項の検査により発見することが困難であったものに限る。）等のため、請負者が使用に適当でないと認めたときは、当該請負者に直ちにその旨を書面により通知させるものとする。この場合においては、第5項及び第6項の規定を準用する。
 - 9 市長は、支給材料又は貸与品で工事の完成、工事内容の変更等によって不用となったものがあるときは、設計図書に定めるところにより、請負者に速やかに返還させるものとする。
 - 10 市長は、請負者が故意又は過失により、支給材料又は貸与品を滅失し、若しくは損傷し、又はその返還を不可能にしたときは、期限を定めて当該請負者に代品を納付させ、原状に回復させ、又はその損害を賠償させるものとする。
 - 11 監督職員は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、請負者に対しその使用方法を指示するものとする。
 - 12 第39条第2項から第4項までの規定は、第6項（第8項後段において準用する場合を含む。）の規定により要求する場合及び第5項（第8項後段において準用する場合を含む。）又は第7項の規定による変更をする場合について準用する。
（改造等の請求、破壊検査等）
- 第37条** 市長は、工事の施工が設計図書に適合しないと認めるときは、請負者に対し改造、修補その他必要な措置をとることを請求するものとする。
- 2 市長は、工事の施工につき、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊し、分解し、若しくは試験し、又は請負者に工事の施工部分を破壊させ、分解させ、若しくは試験させて検査ができる。この場合において、当該検査及び復旧に要する費用は、請負者に負担させるものとする。
(1) 請負者が第34条第2項の工事材料について、監督職員の検査を受けないもの又は

当該検査に合格しないものを使用したとき。

- (2) 請負者が第35条第1項の工事材料について、監督職員の立会いを受けないで調合したもの又は見本検査を受けないもの若しくは当該見本検査に合格しないものを使用したとき。
- (3) 請負者が第35条第2項の工事を監督職員の立会いを受けないで施工したとき。
- (4) 請負者が第35条第3項の工事材料を調合し、又は工事を施工する場合において、同項の見本若しくは記録を整備しなかったとき、又はこれらの提出の要求に応じなかつたとき。
- (5) 工事の施工が設計図書に適合しないと認められる相当の理由があるとき。

3 市長は、前項第5号に該当する事実があることにより同項の検査をする場合においては、同号の理由を請負者に通知するものとする。

4 第39条第2項から第4項までの規定は、第1項の場合において工事の施工が設計図書に適合しないことが監督職員の指示による等市長の責めに帰すべき理由によるものであるときについて準用する。

(条件の変更等)

第38条 監督職員は、請負者が次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、当該請負者に直ちにその旨を書面により通知させ、その確認を求めさせるものとする。

- (1) 設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと。
 - (2) 設計図書の表示が明確でないこと（図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと並びに設計図書に誤り又は脱漏があることを含む。）。
 - (3) 工事現場の地質、ゆう水等の状態及び施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること。
 - (4) 設計図書で明示されていない施工条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 監督職員は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、請負者に立会いを求めて直ちに調査を行い、併せて当該請負者の意見を聴き、その結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、これを遅滞なく請負者に通知するものとする。
- 3 市長は、監督職員が請負者との間において第1項各号に掲げる事実を確認した場合又は自ら同項各号に掲げる事実を発見した場合において必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は設計図書を訂正するものとする。この場合において、当該事実が同項第1号、第3号又は第4号に該当することにより工事内容を変更することとなるとき（工事の目的物の変更を伴うこととなるときを除く。）は、請負者に協議するものとする。
- 4 次条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により工事内容を変更し、又は設計図書を訂正した場合について準用する。

(工事内容の変更、工事の施工の一時中止等)

第39条 市長は、必要があると認めるときは、工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合においては、その旨を文書で請負者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させた場合において必要があると認めるときは、請負者と協議の上、工期又は請負代金の額を変更するものとする。ただし、当該協議を開始した日から14日以内に当該協議が整わないときは、市長が当該工期又は請負代金の額を定めて請負者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により請負者と協議をしようとするときは、当該請負者の意見を聴いて当該協議を開始する日を定め、当該請負者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により工事内容を変更し、又は工事の全部若しくは一部の施工を一時中止させた場合において、請負者が工事の続行に備えて工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を確保するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし、又は請負者に損害を与えたときは、当該増加費用を負担し、又は当該損害を賠償するものとする。この場合において、当該負担し、又は賠償すべき額は、請負者と協議して定めるものとする。
- 5 市長は、工事用地等の確保ができない等のため又は天災その他の不可抗力により工事の目的物等に損害が生じ、若しくは工事現場の状態に変動が生じたため、請負者が工事を施工することができないと認められるときは、直ちに当該請負者に工事の全部又は一部の施工を中止させるものとする。この場合においては、第1項後段及び前3項の規定を準用する。

(工期の延長)

第40条 市長は、請負者が天候の不良等その責めに帰することができない理由その他正当な理由により工期内に工事を完成することができないと認められる場合において、当該請負者から工期の延長につきその理由を記載した書面で申出があったときは、当該工期を延長することができる。この場合において、当該延長すべき日数は、請負者と協議して定めるものとする。

- 2 市長は、前項の場合において、その工期の延長が市長の責めに帰すべき理由によるものであると認めるときは、請負者と協議の上、請負代金の額を変更し、請負者に損害を与えたときは当該損害を賠償するものとする。
- 3 前条第2項ただし書及び第3項の規定は、第1項後段及び前項の規定による協議について準用する。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第41条 市長は、請負者がその責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合においては、当該請負者に違約金を納付させるものとする。

- 2 前項の違約金の額は、当該工期を経過した日から当該工事を完成するまでの日数に応じ、請負代金の額（工事の出来形部分があるときは、当該出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額）に国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号）第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の請負代金相当額は、請負代金の額に当該出来形部分に対する請負対象設計相当額を請負対象設計額で除した数値を乗じて計算した額とする。

(工期の短縮等)

第42条 市長は、特別の理由により工期を短縮する必要があると認めるときは、請負者に

対し文書で工期の短縮を求めることができる。この場合において、当該短縮すべき日数は、請負者と協議の上、文書で定めるものとする。

2 市長は、前項の場合において、必要があると認めるときは、請負者と協議の上、請負代金の額を変更し、請負者に損害を与えたときは、当該損害を賠償するものとする。

3 第39条第2項ただし書及び第3項の規定は、前2項の協議について準用する。

(賃金又は物価の変動による請負代金の額の変更)

第43条 市長は、工期内に賃金又は物価の変動により請負代金の額が不適当となったと認めるときは、請負者に対し文書で当該請負代金の額の変更を請求し、又は請負者に書面により当該請負代金の額の変更を請求させることができる。

2 前項の規定による請求は、契約締結の日から12か月を経過した後でなければすることができない。

3 第1項の規定による請求に係る請負代金の額の変更は、変動前残工事代金額（請負代金の額から出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の1000分の15を超える額について行うものとする。

4 市長は、前項の変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額を、第1項の規定による請求があった日を基準として物価指数等により、請負者と協議して定めるものとする。

5 第1項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行い、又は行わせることができる。この場合において、第2項中「契約締結の日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について前項の規定による請求があった日」として同項の規定を適用する。

6 市長は、工期内に特別な要因による主要な工事材料の価格の著しい変動又は急激なインフレーション若しくはデフレーションが生じ、請負代金の額が不適当となったと認めるときは、前各項の規定によるほか、請負者に対し当該請負代金の額の変更を請求し、又は請負者をして当該請負代金の額の変更を請求させることができる。

7 市長は、前項の規定による請求に係る請負代金の額の変更をしようとするときは、当該変更について請負者と協議するものとする。

8 第39条第2項ただし書及び第3項の規定は、第4項又は前項の規定による協議について準用する。

(臨機の措置等)

第44条 市長は、請負者が災害防止等のため必要があると認めるときは、当該請負者に臨機の措置をとらせるものとする。

2 市長は、前項の場合においては、請負者にあらかじめ監督職員の意見を求めさせるものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 市長は、請負者が第1項の規定により臨機の措置をとったときは、当該請負者に直ちに当該措置の内容を監督職員に通知させるものとする。

4 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、請負者に對し臨機の措置をとるべきことを求めることができる。

5 市長は、請負者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合においては、

当該措置に要した費用のうち、請負者が請負代金の額の範囲内において負担することが適當でないと認められるものを負担するものとする。この場合において、当該負担すべき額は、請負者と協議して定めるものとする。

(一般的損害の負担)

第45条 市長は、工事の目的物の引渡しを受ける前に当該工事の目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条及び第47条第1項に規定する損害を除く。）があるときは、その損害を請負者に負担させるものとする。ただし、その損害（第71条第1項の規定により付された保険（これに準ずるものも含む。以下同じ。）によりてん補された部分を除く。次条第1項及び第2項ただし書において同じ。）の発生が市長の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(第三者に与えた損害の負担)

第46条 市長は、請負者が工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等により第三者に損害を与えたときは、その損害を負担するものとする。ただし、その損害の発生が請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項に定める場合のほか、請負者が工事の施工について第三者に損害を与えたときは、当該請負者にその損害を賠償させるものとする。ただし、その損害の発生が市長の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

(天災その他の不可抗力による損害の負担)

第47条 市長は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）であって市長又は請負者の責めに帰することができないもの（以下「天災その他の不可抗力」という。）により工事の目的物、工事仮設物、工事現場へ搬入済みの工事材料又は建設機械器具に損害が生じたときは、請負者に直ちに当該損害の状況を書面により通知させるものとする。

2 市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（請負者が善良な管理者の注意義務を怠ったことによる損害及び第71条第1項の規定により付された保険によりてん補される損害を除く。以下この条において同じ。）の状況を確認し、その結果を請負者に文書で通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による損害の状況を確認したときは、請負者に損害の負担を書面により請求させることができる。

4 市長は、前項の規定による請負者から損害の負担の請求を受けたときは、当該損害の額（工事の目的物又は通常妥当と認められる工事仮設物、工事現場へ搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であって第34条第2項の検査、第35条第1項若しくは第2項の立会い又は第59条第2項の検査その他請負者の工事に関する記録等により確認できる損害の額に限る。以下この条において「損害額」という。）及び当該損害を受けた工事現場の片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち、請負代金の額の100分の1を超える額を負担するものとする。

5 市長は、損害額を次の各号に掲げる損害の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより請負者と協議して定めるものとする。

(1) 工事の目的物又は工事材料に関する損害 損害を受けた工事の目的物又は工事材料に対する請負代金相当額(当該工事の目的物又は工事材料に残存価値がある場合は、その評価額を差し引いた額)

(2) 工事仮設物又は建設機械器具に関する損害 損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けたときにおける工事の目的物に対する償却費相当額を差し引いた額(以下この号において「償却費に係る損害額」という。)。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、当該修繕に要する費用の額が償却費に係る損害額より少額であるものについては、当該修繕に要する費用の額とする。

6 数次にわたる天災その他の不可抗力により、損害合計額が累積した場合における第2次以降の天災その他の不可抗力による請負代金の額の変更又は損害合計額の負担についての第4項の規定の適用については、同項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害を受けた工事現場の片付けに要する費用の額」とあるのは「当該損害を受けた工事現場の片付けに要する費用の額の累計」と、「100分の1を超える額」とあるのは「100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」とする。

(請負代金の額の変更に代える工事内容の変更)

第48条 市長は、第30条ただし書、第39条第2項若しくは第4項(これらの規定を第36条第12項、第37条第4項、第38条第4項及び第39条第5項において準用する場合を含む。)、第42条第3項、第43条第1項若しくは第6項、第44条第5項、第45条ただし書、前条第4項若しくは第6項若しくは第51条第3項の規定により請負代金の額を増額すべき場合又は費用等を負担すべき場合において、特別の理由があると認めるときは、当該請負代金の額の増額又は費用等の負担額の全部若しくは一部に代えて工事内容を変更することができる。この場合において、当該変更すべき工事内容は、請負者と協議して定めるものとする。

2 第39条第2項ただし書及び第3項の規定は、前項の規定による協議について準用する。
(工事の完成検査及び引渡し)

第49条 市長は、工事が完成したときは、請負者にその旨を工事完成通知書(様式第5号)により提出させるものとする。

2 市長は、請負者から前項の規定による通知書の提出を受けたときは、当該提出を受けた日から起算して14日以内に、工事の完成を確認するため、請負者の立会いの上、自ら検査を行い、又は当該職員に命じ、若しくは当該職員以外の者に委託して検査を行わせるものとする。

3 市長は、工事が前項の検査(以下「完成検査」という。)に合格したときは、工事完成合格通知書及び工事目的物引受書(様式第6号)により請負者に通知し、当該工事の目的物の引渡しを受けるものとする。

4 市長は、工事が完成検査に合格しないときは、請負者に直ちに改造又は修補させるものとする。この場合においては、当該改造又は修補の完了を工事の完成とみなして、前3項の規定を適用する。

5 第37条第2項及び第3項の規定は、完成検査について準用する。

(請負代金の支払)

第50条 市長は、工事が完成検査に合格した場合において、請負者からの適法な請負代金支払請求書（様式第7号）を受理したときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

2 市長がその責めに帰すべき理由により前条第2項の期間内に完成検査を完了しないときは、その期限を経過した日から完成検査を完了した日までの日数（以下「遅延日数」という。）を前項の期間（以下「支払期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、遅延日数が支払期間の日数を超えるときは、支払期間は、遅延日数が支払期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（部分使用）

第51条 市長は、必要があると認めるときは、第49条第3項の規定による引渡しを受ける前においても工事の目的物の全部又は一部を請負者の書面による同意を受けて使用することができる。

2 市長は、前項の場合においては、その使用する部分を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。

3 市長は、第1項の規定による使用により請負者に損害を与える、又は請負者の費用が増加したときは、その損害を賠償し、又はその増加した費用を負担するものとする。この場合において、当該賠償し、又は負担すべき額は、請負者と協議して定めるものとする。

（前金払）

第52条 市長は、請負代金の額が300万円以上の工事に関し請負者が公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と工事完成の時期を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結したときは、当該請負者に対し当該保証契約に係る保証金の額の範囲内で請負代金の額の10分の4に相当する額を超えない金額の前金払をすることができる。この場合において、当該前金払に係る金額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 市長は、請負代金の額が1,000万円以上の工事に関し、前項の前金払を受けた請負者が保証事業会社と中間前金払に係る保証契約（以下「中間前金払保証契約」という。）を締結したときは、当該請負者に対し、当該保証契約に係る保証金の額の範囲内で請負代金の額の10分の2に相当する額を超えない金額の前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 前2項の請負代金の額には、前2項の規定により前金払をした後工事内容の変更その他の理由により請負代金の額が増額した場合（請負代金の額が減額した後更に増額した場合を含む。）における当該増加した金額を含まないものとする。

（中間前金払及び部分払の併用制限）

第52条の2 市長は、同一の工事について、中間前金払及び部分払を併せて行うことはできない。ただし、会計年度を超えて施工する必要のある工事（繰越明許費又は債務負担行為に係る工事）で、各年度末における支払いのために部分払をする必要があるときは、この限りでない。

2 市長は、請負代金の額が1,000万円以上の工事に係る契約を締結するときは、請負者から中間前金払・部分払選択届（様式第8号）を提出させ、中間前金払又は部分払のどちら

らを選択するのか確認する。

(前払金請求書等の提出)

第53条 請負者は、前払金支払請求書（様式第9号）及び保証契約に係る保証証書を市長に提出することにより、第52条第1項の前金払を請求することができる。

2 市長は、請負者が中間前金払を受けようとするときは、当該請負者に中間前金払認定申請書（様式第10号）に工事履行報告書（様式第11号）を添付して提出させるものとする。

3 市長は、前項の規定により請負者から中間前金払認定申請書等の提出を受け、申請の内容が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第2項各号に掲げるいずれの要件にも該当するときは、遅滞なく、その結果を中間前金払認定通知書（様式第12号）により当該請負者に通知するものとする。

4 前項の規定による認定を受けた請負者は、中間前払金支払請求書（様式第13号）及び中間前金払保証契約に係る保証証書を市長に提出することにより、第52条第2項の中間前金払を請求することができる。

(前金払の時期)

第54条 市長は、請負者から適法な前払金支払請求書又は中間前払金支払請求書及び保証証書を受理したときは、その日から起算して15日以内に前金払をするものとする。

(前払金の使用の制限等)

第55条 市長は、請負者に第52条第1項又は第2項の規定により支払った前払金（以下「前払金」という。）を当該工事に係る材料費、労務費、建設機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の経費の支払に充てさせてはならない。

2 市長は、請負者が前払金を前項に規定する経費以外の経費の支払に充てたときは、期限を定めて、当該請負者に前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

3 市長は、前項の規定による前払金を返還させる場合においては、当該前払金の支払の日の翌日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還すべき前払金の額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した金額を違約金として納付させるものとする。

4 前項の規定により違約金を納付させる場合において、当該違約金の算定に用いる財務大臣が決定する率は、当該返還すべき前払金に係る契約締結の日における財務大臣が決定する率とする。

(前払金の返還)

第56条 市長は、前金払をした後工事内容の変更その他の理由により請負代金の額を減額した場合において、前払金の額が減額後の請負代金の額の10分の6（中間前金払を行わないときは2分の1）を超えるときは、請負者に当該超過額（以下「超過額」という。）を当該請負代金の額を減額した日から30日以内に返還させるものとする。この場合において、超過額を返還させることができ前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、返還すべき金額を請負者と協議して定めるものとする。

- 2 市長は、請負者が前項の期間内に超過額又は同項後段の規定により定められた金額の全部又は一部の返還をしなかったときは、当該期間を経過した日から返還をする日までの期間の日数に応じ、当該返還をしなかった金額に財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として納付させるものとする。
- 3 前項の規定により遅延利息を納付させる場合において、当該遅延利息の算定に用いる財務大臣が決定する率は、当該返還すべき前払金に係る契約締結の日における財務大臣が決定する率とする。

(保証契約の変更)

第57条 市長は、前金払をしている場合において、工事内容の変更その他の理由により、請負代金の額を減額したときは、請負者に直ちに保証契約の変更をさせ、当該変更に係る保証証書を提出させるものとする。

- 2 市長は、前払金の額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、請負者に直ちに変更後の工期を保証事業会社に通知させるものとする。

(部分払)

第58条 市長は、工事の完成前において工事の出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料及び製造工場等にある工場製品（監督職員の検査を要するものにあっては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあっては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。以下「工事の出来形部分等」という。）に対する請負代金相当額の10分の9に相当する額の範囲内において、請負者に対し部分払をことができる。

- 2 前項の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額は、次の式により算定した額の範囲内において市長及び請負者が協議して定める額とする。ただし、次条第4項の部分払支払請求書を受理した日から7日以内に当該協議が整わないときは、市長が定める額とする。

工事の出来形部分等に対する請負代金相当額＝請負代金の額×工事の出来形部分等に対する請負対象設計相当額／請負対象設計額

- 3 市長は、前項ただし書の規定により、第1項の工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を定めたときは、遅滞なく請負者に当該額を通知するものとする。
- 4 市長は、請負代金の額、工期その他工事内容を参酌して第1項の規定による部分払（以下「部分払」という。）の回数を定めるものとする。この場合においては、月1回を超えて定めることはできないものとする。
- 5 市長は、前金払をしている場合においては、請負者に対し次の式により算定した額の範囲内において部分払をすることができる。

部分払をすることができる金額＝工事の出来形部分等に対する請負代金相当額×9／10－前払金の額×工事の出来形部分等に対する請負代金相当額／請負代金の額

- 6 次条第4項の規定による部分払をした後における2回目以後の部分払についての第1項、第2項及び前項の規定の適用については、これらの規定中の「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を差し引いた額」とする。
- 7 市長は、第55条第2項又は第56条第1項の規定により、請負者に対して前払金の返還

を求めている場合において、当該返還を受ける前に部分払をしようとするときは、当該部分払をすべき額から当該返還を受けるべき額を差し引いて得た金額を支払うことができる。この場合においては、その旨を文書で請負者に通知するものとする。

(出来形検査申請書の提出等)

第59条 市長は、部分払をしようとするときは、請負者に出来形検査申請書（様式第14号）を提出させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請負者から出来形検査申請書の提出を受けたときは、その日から起算して14日以内に、請負者の立会いを求めて工事の出来形部分等について自ら検査を行い、又は当該職員に命じ、若しくは当該職員以外の者に委託して検査を行わせ、その結果を当該請負者に通知するものとする。
- 3 市長は、部分払をしようとするときは、請負者に部分払金支払請求書（様式第15号）を提出させるものとする。
- 4 市長は、請負者からの適法な部分払金支払請求書を受理したときは、その日から起算して15日以内に部分払をするものとする。
- 5 第37条第2項及び第3項の規定は、第2項の検査について準用する。

(工事の目的物の部分引渡し)

第60条 市長は、工事の目的物につき、設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の工事が完成したときは、請負者から当該指定部分の引渡しを受けるものとする。

- 2 前金払をしている場合においては、市長が請負者に対し次項において準用する第50条第1項の規定により支払うことができる金額は、次の式により算定した額とする。

第3項において準用する第50条第1項の規定により支払うことができる金額＝指定部分に対する当該会計年度の出来高予定額相当額－当該会計年度の前払金の額×指定部分に対する当該会計年度の出来高予定額相当額／当該会計年度の出来高予定額

- 3 第49条、第50条並びに第58条第2項及び第3項の規定は、指定部分の工事が完成した場合について準用する。この場合において、第58条第2項中「7日」とあるのは「14日」と読み替えるものとする。

(支払の遅延による工事の施工の一時中止等)

第61条 市長は、第54条、第59条第4項又は前条第3項において準用する第50条第1項の規定による支払を遅延し、かつ、請負者から相当の期間を定めてその支払を求められたにもかかわらず、支払ができないときは、当該請負者に工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。この場合においては、当該請負者に直ちにその理由を明示した書面によりその旨を通知するものとする。

- 2 第39条第2項から第4項までの規定は、前項の規定による工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合について準用する。

(遅延利息)

第62条 市長は、第50条第1項（第60条第3項において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払を遅延したときは、当該遅延した日数に応じ、未支払金額に財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として請負者に支払うものとする。

2 前項の規定により遅延利息を支払う場合において、当該遅延利息の算定に用いる財務大臣が決定する率は、当該支払を遅延した請負代金に係る契約締結の日における財務大臣が決定する率とする。

(契約不適合責任)

第63条 市長は、第49条第3項（第60条第3項において準用する場合を含む。）の規定による工事の目的物の引渡しを受けた場合において、当該工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、請負者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、履行の追完を請求することができない。

2 市長は、前項の規定により履行の追完を請求した場合において、市に不相当な負担を課すものでないと認めるときは、その請求した方法と異なる方法による履行の追完をさせることができる。

3 第1項の規定により履行の追完を請求した場合において、市長が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市長は、その契約不適合の程度に応じて請負代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに請負代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であると認められるとき。

(2) 請負者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 工事の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、請負者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が催告をしても請負者が履行の追完をする見込みがないと明らかに認められるとき。

第5章 契約の解除

(契約の解除)

第64条 市長は、請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 請負者の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成しないとき、又は工期を経過した後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに工事着手の期日を過ぎても当該工事に着手しないとき。

(3) 主任技術者（監理技術者を置かなければならない場合にあっては、監理技術者）を置かなかつたとき。

(4) 正当な理由がないのに前条第1項に規定する履行の追完をしないとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、契約に違反したとき。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、請負者が次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 契約（権利義務の譲渡等の制限に関する事項に限る。次号において同じ。）に違反して工事についての債権を譲渡したとき。
- (2) 契約に違反して工事についての債権の譲渡により取得した資金を当該工事の施工に要する費用以外に使用したとき。
- (3) 工事を完成することができないと明らかに認められるとき。
- (4) 引渡しを受けた工事の目的物が契約不適合である場合において、当該工事の目的物を除却し、再び工事の目的物を建設しなければ、当該契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 工事の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (6) 債務の一部の履行をすることができない場合又は債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (7) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約の目的を達することができない場合において、履行をしないでその時期を経過したとき。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が経営に実質的に関与していると認められる者に工事についての債権を譲渡したとき。
- (9) 代表者（請負者が個人である場合にあっては、その者）、役員又は支店若しくは法第3条第1項の政令で定める支店に準ずる営業所の代表者が次のいずれかに該当すると認められるとき。
 - ア 暴力団員であるとき。
 - イ 自己、所属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力を利用したとき。
 - ウ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団、暴力団員又はその指定した者に対し、金品その他の財産上の利益又は便宜を供与したとき。
- (10) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (11) 法第2条第4項に規定する下請契約、工事材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）の締結に当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 市長が、請負人の締結した下請契約等の相手方が第9号又は第10号のいずれかに該当すると認めて、当該請負人に対し当該契約の解除を求めた場合において、その求めに応じなかったとき。
- (13) 2以上の建設業者を構成員とする団体である場合にあっては、当該構成員のいずれかが第8号から前号までのいずれかに該当すると認められるとき。
- (14) 前各号に掲げる場合のほか、債務の履行をせず、市長が前項の催告をしても契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであると認められるとき。

- (15) 契約の解除を申し出たとき（第67条第1項本文の規定による場合を除く。）。
- 3 市長は、工事の完成前に前2項の規定により契約を解除した場合において、部分払をしているときにあっては当該工事の出来形部分等の、部分払をしていない工事の出来形部分等があるときにあっては自ら検査を行い、又は当該職員に命じ、若しくは当該職員以外の者に委託して検査を行わせ、当該検査に合格したものとの引渡しを受けるものとする。
- 4 市長は、前項の規定により工事の出来形部分等の引渡しを受けたときは、当該工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を請負者に支払うものとする。この場合において、前払金があるときは、当該前払金の額（部分払をしているときは、当該部分払において償却した前払金の額を控除した額）を当該工事の出来形部分等に対する請負代金相当額から控除するものとする。
- 5 市長は、前項後段の場合において、当該工事の出来形部分等に対する請負代金相当額が当該前払金の額に満たないときは、請負者に当該前払金の額から当該工事の出来形部分等に対する請負代金相当額を差し引いて得た金額を返還させるものとする。
- 6 第37条第2項及び第3項の規定は第3項の検査に、第55条第3項及び第4項の規定は前項の規定による前払金の返還について準用する。この場合において、第55条第3項及び第4項中「違約金」とあるのは、「利息」と読み替えるものとする。

第65条 市長は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。

- (1) 請負者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の排除措置命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項に規定する抗告訴訟をいう。以下同じ。）を提起しなかったとき。
- (2) 請負者が、独占禁止法第62条第1項の納付命令を受け、かつ、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
- (3) 請負者が、第1号又は前号の抗告訴訟を取り下げたとき。
- (4) 請負者が、第1号又は第2号の抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
- (5) 請負者又はその使用人その他の従業員について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合について準用する。

第66条 市長は、工事が完成しない間は、第64条第1項及び第2項並びに前条第1項に規定する場合のほか、必要があると認めるときは、契約を解除することができる。

- 2 市長は、前項の規定による契約を解除した場合において、請負者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、当該賠償すべき額は、請負者と協議して定めるものとする。
- 3 第64条第3項から第6項まで（利息に関する部分を除く。）の規定は、第1項の規定により契約を解除した場合について準用する。

（請負者の契約の解除）

第67条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、請負者に直ちに契約を解除させることができる。ただし、請負者の責めに帰すべき理由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第39条第1項の規定により工事内容を変更した場合において、変更後の請負代金の額が変更前の請負代金の額の2分の1に相当する額以下の額となったとき。
 - (2) 第39条第1項の規定により工事の全部又は一部の施工を一時中止させた場合において、当該一時中止の期間が工期の2分の1に相当する期間（工期の2分の1に相当する期間が6か月を超えるときは6か月）以上の期間となったとき。ただし、当該一時中止が工事の一部に係るものであるときは、当該工事の一部を除く他の工事が完了した後6か月を経過しても、なお当該一時中止が解除されないとする。
- 2 第64条第3項から第6項まで（利息に関する部分を除く。）及び前条第2項の規定は、前項の規定により契約を解除させた場合について準用する。

（契約解除の通知等）

第68条 市長は、第64条第1項若しくは第2項、第65条第1項又は第66条第1項の規定により契約を解除するときは、その旨を文書で請負者に通知するものとする。

- 2 市長は、前条第1項の規定により契約を解除させるときは、請負者にその旨を書面により通知させるものとする。

（契約解除に伴う貸与品等の返還等）

第69条 市長は、工事の完成前に第64条第1項若しくは第2項、第65条第1項若しくは第66条第1項の規定により契約を解除したとき、又は第67条第1項の規定により契約を解除させたときは、請負者に次に掲げる措置をとらせるものとする。

- (1) 貸与品があるときは、返還させること。この場合において、当該貸与品が請負者の故意又は過失により亡失し、又は損傷したときは、代品を納めさせ、若しくは原状に回復させ、又は返還に代えてその損害を賠償させること。
 - (2) 支給材料があるときは、工事の出来形部分として検査に合格した部分に使用されているものを除き、返還させること。この場合において、当該支給材料が請負者の故意若しくは過失により亡失し、若しくは損傷したとき、又は工事に使用されているとき（工事の出来形部分として検査に合格した部分に使用されているときを除く。）は、代品を納めさせ、若しくは原状に回復させ、又は返還に代えてその損害を賠償させること。
 - (3) 工事用地等に請負者の占有に属する工事材料、建設機械器具仮設物その他の物件（下請負人の占有に属するもの及び貸与品又は支給材料のうち返還させないものを含む。）があるときは、工事用地等から搬出させるとともに、工事用地等を原状に回復させること。
- 2 市長は、前項第3号の場合において、請負者が正当な理由がなく一定の期間内に物件を搬出せず、又は工事用地等を原状に回復しないときは、請負者に代わって当該物件を処分し、又は工事用地等を原状に回復することができる。この場合において、これらの措置に要した費用は、請負者に負担させるものとする。
- 3 市長は、第1項各号に掲げる措置（第64条第1項又は第65条第1項の規定による契約の解除に係る第1項第1号前段及び第2号前段に掲げる措置を除く。）の履行期限、履

行方法等については、請負者と協議して定めるものとする。

- 4 市長は、工事の完成後に第64条第1項若しくは第2項又は第65条第1項の規定により契約を解除したときは、請負者に対し必要な措置をとらせるものとする。この場合において、当該措置の内容については、請負者と協議して定めるものとする。

(不正行為に伴う損害の賠償)

第70条 市長は、請負者との契約に関して、第65条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該請負者から請負代金の額の10分の2に相当する金額を賠償金として納付させるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 第65条第1項第1号から第4号までに掲げる場合において、命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、市長が特に必要であると認めるとき。

- 2 市長は、前項の契約に係る損害の額が同項の請負代金の額の10分の2に相当する金額を超えるときは、請負者に当該超える金額を併せて納付させることができる。

- 3 前2項の規定は、第49条第3項又は第4項の規定により工事の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

(債務不履行等に伴う損害の賠償等)

第70条の2 市長は、請負者との契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合においては、請負者に対し、損害の賠償を請求することができる。ただし、当該契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 引渡しを受けた工事の目的物が契約不適合であるとき。

(2) 工事の完成後に第64条第1項又は第2項の規定により契約を解除したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、請負者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行をすることができなくなったとき。

- 2 市長は、請負者との契約に関して、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該請負者に対し請負代金の額の10分の1に相当する金額を違約金として納付させるものとする。ただし、第1号に該当する場合において、当該契約及び取引上の社会通念に照らして請負者の責めに帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 工事の完成前に第64条第1項若しくは第2項又は第65条第1項の規定により契約を解除したとき。

(2) 請負者がその責めに帰すべき理由によりその債務の履行をすることができなくなったとき。

(3) 請負者が正当な理由がないのにその債務の履行をしないとき。

(4) 次に掲げる者が契約を解除したとき。

ア 請負者について破産法(平成16年法律第75号)第30条第1項の規定により破産手続開始の決定がされた場合における同法第31条第1項の規定により選任された破産管財人

イ 請負者について会社更生法(平成14年法律第154号)第41条第1項の規定により更生手続開始の決定がされた場合における同法第42条第1項の規定により選任された

管財人

ウ 請負者について民事再生法（平成11年法律第225号）第33条第1項の規定により再生手続開始の決定がされた場合における当該請負者又は同法第64条第2項の規定により選任された管財人

（契約不適合責任期間等）

第70条の3 第63条第1項の規定による履行の追完の請求、同条第3項の規定による請負代金の減額の請求、第64条第2項（第4号に係る部分に限る。）の規定による契約の解除及び前条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定による損害賠償の請求（以下の条において「請求等」という。）は、当該工事の目的物の引渡しを受けた日から2年（当該工事の目的物が電気設備又は衛生設備である場合にあっては、1年）以内に行うものとする。ただし、その期間内に契約不適合を知り、その旨を文書で請負者に通知したときは、当該通知した日から1年を経過する日までの間、その期間を延長することができる。

- 2 市長は、第63条第1項若しくは第3項、第64条第2項（第4号に係る部分に限る。）又は前条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、工事の目的物（電気設備及び衛生設備を除く。）の引渡しを受けた際、当該工事の目的物が契約不適合であることを知ったときは、直ちにその旨を文書で請負者に通知しなければ、請求等をすることができない。
- 3 市長は、第63条第1項若しくは第3項、第64条第2項（第4号に係る部分に限る。）又は前条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、契約不適合である電気設備又は衛生設備については、当該設備の引渡しを受けた際検査をし、直ちに履行の追完の請求をしなければ、請求等をすることができない。ただし、当該検査において契約不適合を発見することが困難であったときは、この限りでない。
- 4 市長は、第1項に規定する期間内に請求等をしたときは、その理由となる契約不適合に関し、民法（明治29年法律第89号）の規定による消滅時効の期間に限り、当該請求等以外の請求等をすることができる。
- 5 請負人が工事の目的物について契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、前各項の規定は、適用しない。
- 6 前各項の規定にかかわらず、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する瑕疵を理由とする請求等は、その瑕疵がある工事の目的物の引渡しを受けた日から10年以内に行うものとする。
- 7 市長は、契約不適合である工事の目的物の引渡しを受けたときは、支給材料の性質又は監督職員の指図によって生じた契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、請負者が当該支給材料又は当該指図が不適当であることを知りながらその旨を通知しなかつたときは、この限りでない。

（火災保険等）

第71条 市長は、請負者に工事の目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等を設計図書で定めるところにより火災保険その他の保険に付させるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により請負者に工事の目的物及び工事材料等を保険に付させたときは、直ちにその証券を提示させるものとする。

3 市長は、請負者が工事の目的物及び工事材料を第1項の保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を通知させるものとする。

(紛争の解決)

第72条 市長は、契約に定めるところにより、請負者と協議を要する場合において当該協議が整わないとき、又は契約に定める事項について請負者との間に紛争を生じたときは、山口県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせん又は調停により、その解決を図ることができる。

2 市長は、前項のあっせん又は調停により、紛争を解決する見込みがないと認めるときは、同項の定めにかかわらず、審査会の仲裁に付することができる。

第6章 雜則

(国等への工事の委託)

第73条 市長は、国、他の地方公共団体、公団等又は鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道事業者に工事を委託するときは、これらの者に当該工事に係る設計書その他必要な書類を作成させることができる。

(補則)

第74条 この規則に定めるもののほか、工事の執行の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に、合併前の岩国市建設工事執行規則（平成9年岩国市規則第15号）、由宇町工事執行規則（平成8年由宇町規則第12号）、玖珂町工事請負規程（昭和35年玖珂町訓令第1号）、本郷村工事執行規則（平成10年本郷村規則第1号）、周東町工事執行規則（平成8年周東町規則第14号）、錦町工事執行規則（平成9年錦町規則第8号）、美川町工事執行規則（平成9年美川町規則第5号）又は美和町工事執行規則（平成10年美和町規則第10号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年4月24日規則第222—4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月24日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成19年4月18日規則第28号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年4月1日規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成20年10月6日規則第44号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第22号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成23年7月14日規則第29号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年4月1日規則第25号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成26年1月7日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成26年3月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成27年2月1日規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則（平成28年1月20日規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年6月1日規則第60号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月1日規則第64号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の岩国市建設工事執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約から適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年4月1日規則第39—10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年10月1日規則第66号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年10月1日規則第65号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に第49条第2項又は第59条第2項の規定による検査に合格したものに係る請負代金の支払については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年4月1日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年4月1日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の岩国市建設工事執行規則による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号（第28条関係）

工 程 表

年 月 日

(あて先)

岩国市長 様

請負者 住所

商号

氏名



1 工事番号	第	号
2 工事場所	岩国市 地内	
3 工事名	工事	
4 工期	着手期日	年 月 日
	完成期日	年 月 日

上記の工事の工程は、次のとおりです。

工種	月	月	月	月	月	月	月	月	備考
	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	1020	

備考

- 1 工程は、棒線で記入し、それぞれ日を明示すること。
- 2 工程表は、契約締結日から5日以内に提出すること。
- 3 工期変更に伴う変更工程表は、表題工程表の横に（変更）と記入し、変更工程表として使用すること。

様式第2号（第31条関係）

工事監督職員選定通知書

年　月　日

様

岩国市長

印

1 工事番号	第	号
2 工事場所	岩国市	地内
3 工事名		工事

上記の工事について、次のとおり監督職員を定めたので、岩国市建設工事執行規則第31条第2項の規定に基づき、通知します。

工事監督職員の職氏名	
------------	--

様式第3号（第31条関係）

工事（手直し）指示書

年 月 日

七

告國市長

ED

次のとおり工事（手直し）の指示をします。

指示事項

工事番号	第 号	工事場所	岩国市	地内
工事名	工事			
請負者名				
<p>（監督職員氏名）</p>				

様式第4号（第32条関係）

当 初
変 更

現 場 代 理 人
主 任 技 術 者 選 任 届
監 理 技 術 者 等

年 月 日

岩国市長 様

受 注 者
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名
建設業許可番号



1 工事番号	第	
2 工事場所	岩国市	地内
3 工事名		工事
4 請負金額	金	円
5 1次下請合計（予定）金額	金	円

現 場 代 理 人

上記の工事については、次のとおり 主任技術者 を選任したので、岩国市建設工事執行規則
監理技術者等

第32条の規定に基づき、届け出ます。

名 称	氏 名	資 格 名	資格者証番号
現場代理人			
主任技術者			
監理技術者			
監理技術者補佐			
専門技術者			

- 注 1 「資格者証番号」欄は、主任技術者、監理技術者補佐及び専門技術者にあっては当該資格に係る合格証明書等の番号を、監理技術者にあっては監理技術者資格者証の交付番号を記入すること。
 2 現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、他の工事契約の現場代理人、主任技術者又は監理技術者と兼務する場合や、営業所技術者等と職務を兼ねる場合は、「現場代理人等取扱要領」及び「入札条件及び指示事項(建設工事用)」に規定する現場代理人及び配置技術者の要件を満たしていることを確認するための資料を添付すること。

営業所技術者等の氏名	
------------	--

注 県内にある建設業法上の営業所における営業所技術者又は特定営業所技術者を全て記入すること。

他の建設工事の受注状況 発注者名	工事名	請負金額 (単位:万円)	工期	現場代理人・主任技術者・監理技術者等	
				区分	氏名
				現場代理人	
				主任・監理技術者	
				監理技術者補佐	
				現場代理人	
				主任・監理技術者	
				監理技術者補佐	
				現場代理人	
				主任・監理技術者	
				監理技術者補佐	
				現場代理人	
				主任・監理技術者	
				監理技術者補佐	
				現場代理人	
				主任・監理技術者	
				監理技術者補佐	

注 1 この届の対象となる工事の工期と重複する工事について、請負金額の大小を問わず記入すること。

また、記入欄が不足する場合は、別紙としてよい。

2 他の建設工事は、公共工事か民間工事かは問わない。また、元請か下請かは問わない。

3 「請負金額」欄は、1万円未満の額を切り捨てた額を記入すること。

4 専任の主任技術者又は監理技術者の配置を要する工事は、請負金額が4,500万円(建築一式工事の場合9,000万円)以上のものである。

監理技術者資格者証(写し)貼付欄

注 1 監理技術者資格者証を有する主任技術者又は監理技術者にあっては、上欄にその写しを貼り付けること。また、有さない主任技術者又は監理技術者、監理技術者補佐、並びに専門技術者にあっては、次の書類を添付すること。

- ① 資格を証するものの写し(技術検定合格証明書、建築士免許証明書など)
- ② 元請との雇用関係を証するものの写し(住民税特別徴収税額通知書など)

年月日受付

工事完成通知書

		年月日
(あて先) 岩国市長 様		
		請負者 住所 商号 氏名 ㊞
次のとおり完成しましたので、岩国市建設工事執行規則第49条第1項の規定に基づき、通知します。		
工事番号	第 号	
工事場所	岩国市 地内	
工事名	工事	
工 期	着手期日 完成期日	年 月 日 年 月 日
工事完成年月日	年 月 日	
請負代金の額	円	

備考 工事完成年月日は、実際に工事が完成した年月日を記入すること。

様式第6号（第49条関係）

工事完成合格通知書及び工事目的物引受書

年　月　日

様

岩国市長

印

次の工事について、検査の結果合格したので、工事の目的物を　年　月　日受
理しました。

工事番号	第号
工事場所	岩国市　地内
工事名	工事

請負代金支払請求書

年　月　日

(宛先)
岩国市長 様

請負者 住所
商号
氏名 ㊞

次のとおり請負代金を支払われるよう岩国市建設工事執行規則第50条の規定に基づき、
請求します。

請求金額	円	工事番号	第 号
請負代金の額	円	工事場所	岩国市 地内
前払金 受領済額	円	工事名	工事
部分払金 受領済額	円	工 期	着手期日 年 月 日 完成期日 年 月 日
受 領 済 額 内 訳			引渡年月日 年 月 日
種別	金額	受領年月日	請求金額の算式
	円	年 月 日	請求金額＝請負代金の額－（前払金 受領済額＋部分払金受領済額）
	円	年 月 日	
	円	年 月 日	
	円	年 月 日	

備考 受領済額内訳の種別欄には、「前、部・2、部・3」の別を記入すること。

相手方登録番号								
---------	--	--	--	--	--	--	--	--

【適格請求書発行事業者用】

請負代金支払請求書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

請負者 住所
商号
氏名
登録番号

次のとおり請負代金を支払われるよう岩国市建設工事執行規則第50条の規定に基づき、請求します。

請求金額 うち消費税及び 地方消費税の額(○%)	円 円	工事番号	第 号
請負代金の額 うち消費税及び 地方消費税の額(○%)	円 円	工事場所	岩国市 地内
前払金 受領済額	円	工事名	工事
部分払金受領済額 うち消費税及び 地方消費税の額(○%)	円 円	工 期	着手期日 年 月 日 完成期日 年 月 日
			引渡年月日 年 月 日

備考 受領済額内訳の種別欄には、「前、部・2、部・3」の別を記入すること。

請求金額 = 請負代金の額 - (前払金受領済額 + 部分払金受領済額)

相手方登録番号

様式第8号（第52条の2関係）

中間前金払・部分払選択届

年 月 日

(あて先)

岩国市長 様

請負者 住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事については、
〔 中間前金払
　部 分 払 〕 を選択します。

記

1 工事番号

2 工事場所

3 工事名

注 中間前金払又は部分払のどちらか一方を選択（○で囲む。）してください。

押印のうえ、FAXで契約監理課へ返信してください。

原本は、契約締結時に契約監理課へ提出してください。

契約監理課 FAX 0827-22-8388

様式第9号（第53条関係）

前 托 金 支 托 請 求 書

年 月 日

(あて先)

省國市長 樣

請負者 住所

商号

民名

6

次のとおり前金払をされるよう岩国市建設工事執行規則第53条の規定に基づき、保証証書を添えて請求します。

前払金請求金額		円
請負代金の額		円
契約締結日	年 月 日	
工事番号	第	号
工事場所	岩国市	地内
工事名		工事
工期	着手期日 完成期日	年 月 日 年 月 日

相手方登録番号								
前払金口座	銀行				支店			
	種別	普通	番号					
名義								

様式第10号（第53条関係）

中間前金払認定申請書

工事名			
工事場所			
工 期	年 月 日	～	年 月 日
請負代金額			
<p>上記の工事について、岩国市建設工事執行規則第53条第2項の規定に基づき中間前金払の認定を申請します。</p>			
年 月 日			
<p>(あて先) 岩国市長 様</p>			
<p>(請負者) 住所</p>			
<p>商号</p>			
氏名			印

様式第11号（第53条関係）

工事履行報告書

様式第12号（第53条関係）

中間前金払認定通知書

請負者			
工事名			
工事場所			
工 期	着手期日 完成期日	年 月 日	年 月 日
請負代金額	円		
摘要			

上記の工事について、中間前金払をすることができる要件を具備していることを認定 〔します。・しません。〕

年　　月　　日

岩国市長

印

様式第13号（第53条関係）

中間前払金支払請求書

年 月 日

(あて先)

岩国市長 様

請負者 住所

商号

氏名

四

次のとおり中間前金払をされるよう岩国市建設工事執行規則第53条第4項の規定に基づき、保証証書を添えて請求します。

中間前払金 請求金額	
請負代金額	
前払金受領済額	
工事名	
工事場所	

様式第14号（第59条関係）

出来形検査申請書

年　月　日

(あて先)

岩国市長　　様

請負者　住所

商号

氏名

㊞

次のとおり出来形検査をされるよう岩国市建設工事執行規則第59条第1項の規定に基づき、申請します。

請負代金の額	円		
前払金受領済額	円		
部分払金受領済額	円		
工事番号	第	号	
工事場所	岩国市		地内
工事名	工事		
工期	着手期日 完成期日	年　月　日	年　月　日

部分払金支払請求書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

請負者 住所
商号
氏名

次のとおり部分払をされるよう岩国市建設工事執行規則第59条第3項の規定に基づき、請求します。

部分払金請求金額		円
請負代金の額		円
前払金受領済額		円
部分払金受領済額		円
工事番号	第	号
工事場所	岩国市	地内
工事名		工事
工期	着手期日 完成期日	年 月 日 年 月 日
出来形検査年月日		年 月 日

相手方登録番号

【適格請求書発行事業者用】

部分払金支払請求書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様

請負者 住所
商号
氏名
登録番号

次のとおり部分払をされるよう岩国市建設工事執行規則第59条第3項の規定に基づき、請求します。

部分払金請求金額		円
うち消費税及び地方消費税の額（○%）		円
請負代金の額		円
うち消費税及び地方消費税の額（○%）		円
前払金受領済額		円
部分払金受領済額		円
うち消費税及び地方消費税の額（○%）		円
工事番号	第 号	
工事場所	岩国市	地内
工事名		工事
工期	着手期日 完成期日	年 月 日 年 月 日
出来形検査年月日		年 月 日

相手方登録番号